

介護老人福祉施設 麦久保園 利用料金表

(運営規定第 19 条及び利用契約書第 7 条に示す利用料金表)

令和 7 年 9 月 1 日より適用

【1】 地区区分・・・地区区分【 5 級地 】

【2】 単位単価・・・単位単価【 10.45 円 】

【3】 基本サービス単位【 1 ヶ月は 30 日で表記しております 】

利用居室	介護サービス費		1 ヶ月のご利用負担額			
	要介護度	単位	1 ヶ月の報酬額	自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
従来型個室 多床室	要介護 1	589	184,652	18,466	36,931	55,396
	要介護 2	659	206,597	20,660	41,320	61,980
	要介護 3	732	229,482	22,949	45,897	68,845
	要介護 4	802	251,427	25,143	50,286	75,429
	要介護 5	871	273,059	27,306	54,612	81,918

【4】 体制加算

① 安全対策体制加算【 20 単位／入所時に 1 回 】

└施設に新規入所された方のみ対象です。

② 科学的介護推進体制加算Ⅱ【 50 単位／月 】

└介護保険制度の方針により、それぞれの身体機能や疾病等の情報を厚生労働省に提出します。その情報提供の加算です。なお、厚生労働省からフィードバックとして提供した情報に対する介護方法について情報を得ることができます。

③ 看護体制加算Ⅰ【 4 単位／1 日あたり 】

└常勤の看護師を 1 名以上配置している。

④ 看護体制加算Ⅱ【 8 単位／1 日あたり 】

└看護職員を常勤換算法で入所者数が 25 又はその端数を増すごとに 1 名以上配置している。

└最低基準を 1 人以上上回って看護職員を配置している。

└当該施設の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24 時間の連絡体制を確保している。

⑤ 褥瘡マネジメント加算Ⅰ【 3 単位／1 日あたり 】

⑥ 褥瘡マネジメント加算Ⅱ【 13 単位／1 日あたり 】

└多職種で褥瘡対策に関する計画書を作成し、褥瘡予防への取り組みを行った際に算定します。

⑦ 個別機能訓練加算Ⅰ【 12 単位／1 日あたり 】

└機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、看護職員等を 1 名以上配置しかつ多職種協働により個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき計画的に訓練を行っている。

⑧ 個別機能訓練加算Ⅱ【 20 単位／月 】

└LIFE への情報提出。

⑨ 精神科医師定期的療養指導【 5 単位／1 日あたり 】

└認知症の入所者が全利用者の 3 分の 1 以上を占め、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月 2 回以上行われている。

⑩ 看取り介護加算

└死亡日以前 45 日以上 31 日以下 【72 単位／1 日あたり】

死亡日以前 4 日以上 30 日以下 【144 単位／1 日あたり】

死亡日の前日及び前々日 【680 単位／1 日あたり】

死亡日 【1,280 単位／1 日あたり】

└医師が終末期にあると判断した場合、本人及びご家族と共にその人らしさを尊重した看取りを行った場合。

⑪ 日常生活継続支援加算【 36 単位／1 日あたり 】

└新規入所者の総数うち、要介護 4・5 の割合が 70 % 以上又は、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が 65 % 以上。

└たんの吸引等が必要な利用者が入所者の 15 % 以上。

└上記 2 点のいずれかの他、入所者 6 名につき介護福祉士 1 名以上（常勤換算）を配置。

⑫ 栄養マネジメント強化加算【 11 単位／1 日あたり 】

└常勤の管理栄養士が 1 名以上配置している。

└入所者毎の栄養ケア計画を作成している。必要に応じ見直している。

└医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して栄養ケア計画を作成している。

└低栄養の高リスク者に対して、週 3 回以上、食事状況の分析を行う。

⑬ 療養食加算【 6 単位／1 回あたり 】

└食事の提供が医師の食事箋に基づき管理栄養士又は栄養士によって管理されている。（1 日 3 回に限る）

⑭ 初期加算【 30 単位／1 日あたり 】

└入所した日又は 30 日を超える入院後の再入所の場合に 30 日以内の期間。

⑮ 入院・外泊時加算【 246 単位／1 日あたり 】

└入院又は外泊した場合、ただし初日と最終日は、除く 1 ヶ月 6 日を限度。

⑯ 夜勤職員配置加算Ⅲ【 16 単位／1 日あたり 】

└夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を 1 人以上上回っている。痰認定従事者配置をしている。

⑰ 介護職員処遇改善加算Ⅰ【 総利用単位数の 14.0 % 】

└介護職員等の賃金改善の為。

⑱ 経口維持加算Ⅰ【 400 単位／月 】

└経口摂取の維持を目的とした多職種連携による計画的支援。

⑲ 退所時情報提供加算【 250 単位／回 】

└医療機関への情報提供業務。

【５】 食費・居住費【 １ヶ月は、３０日で表記しております 】

負担段階区分別負担額（月額概数）						（単位：円）
負担段階区分			居住費		食費	
所得区分		利用者 負担段階	従来型個室	多床室		
市町村民税	世帯課税者		第４段階	35,130(月) 1,231(日)	25,650(月) 915(日)	46,500(月) 1,550(日)
	世帯非課税者	合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が１２０万超の方かつ、預貯金等が単身で５００万円（夫婦で１，５００万円）以下	第３段階 ②	26,400(月) 880(日)	12,900(月) 430(日)	40,800(月) 1,360(日)
		合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が８０万円超１２０万以下の方かつ、預貯金等が単身で５５０万円（夫婦で１，５５０万円）以下	第３段階 ①	26,400(月) 880(日)	12,900(月) 430(日)	19,500(月) 650(日)
		合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が８０万円以下かつ、預貯金等が単身で６５０万円（夫婦で１,650万円）以下	第２段階	14,400(月) 480(日)	12,900(月) 430(日)	11,700(月) 390(日)
		老齢福祉年金受給者、生活保護受給者等	第１段階	11,400(月) 380(日)	0(月) 0(日)	9,000(月) 300(日)

【６】 その他の利用料

裏面「介護保険給付対象外サービス利用料金表」参照

* 本利用料金表は、介護保険制度等の改定により変更を行うことがあります。
 なお、変更があった場合は、速やかにお知らせ致します。

介護保険外サービス 自己負担表

【 生活 】		
項目	金額	摘要
希望外出	500円	個別にかかった費用は実費
理美容代	実費	内容に応じて2,380円～
特別食	800円	敬老会、クリスマス会、正月 その他季節の行事食(年2回程度)
	600円	デザートバイキングなど
	実費相当額	ワゴンサービス、出前等
電気代	日額40円	テレビ等大型家電（処分時は別途実費発生）
	日額20円	携帯電話等小型電気製品のみ使用
喫茶	実費	喫茶での飲食代
コピー代	白黒20円 カラー50円	主に証書等の写しをお求めの際の費用 （郵送希望の際は別途郵送料発生）
永眠時の諸費用	実費	診断書料
	5,000円	遺留品等の処分(リサイクル法適用品は別途請求)

【 管理 】		
項目	一日あたり	摘要
保険証等、通帳等	50円	通帳・印鑑・証書類・各種保険証類・貴金属等の管理
預り金出納代行	50円	預り金出納手続き
立替金出納代行	50円	立替金出納手続き